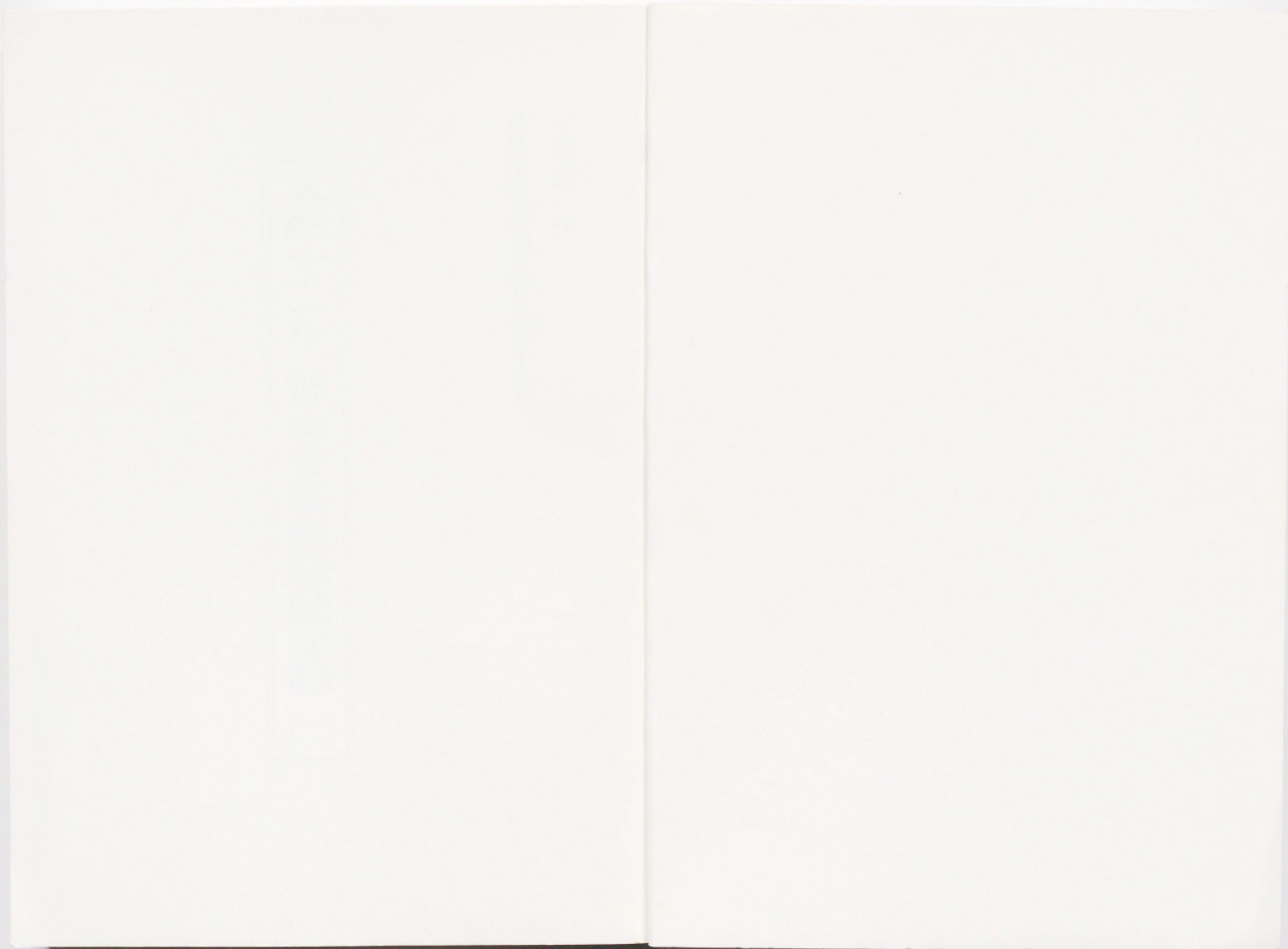


平成三年一月
各務原市資料調査報告書第十三号

文政十二年 徳山分家領騒動記録 (二)

各務原市歴史民俗資料館



平成三年一月

各務原市資料調査報告書第十三号

文政十二年 徳山分家領騒動記録 (二)

序

ここに『各務原市資料調査報告書』第十三号として、『文政十二年徳山分家領騒動記録(一)』が刊行できますことを誠に喜ばしく思います。

今回の記録は前号(一)の記録(騒動のまとめ)とちがって野口村の大庄屋、安積清右衛門を中心とした村役人たちが、江戸への出府人、島崎村の庄屋、大堀儀助らとの間に取り交わした書簡資料が掲載してあります。その内容をみますと地頭所からの年貢増加要求に対してもはつきり断わったり、江戸への出府人にも奉行所あたりには地頭所からの隠目付がいるから気をつけるようにとか、奉行所への駆け込みとか老中水野出羽守への駕籠訴をするように指示をしています。また江戸の出府人からは三月二十一日朝五ツ刻(午前八時頃)外神田作場町あたりから出火し、近郷近在をはじめ遠い町まで延焼し寺社奉行所への駆け込みも延ばさなくてはならなくなったこと、駕籠訴をして捕らえられ入牢している彦作や九兵衛が病気になることなど、いろいろな内容が記してあります。

この騒動は同年二月にはじまり同年八月に一応おさまってはいますが、完全に解決するまでには相当の歳月がかかっていると思われまふ。いずれにしてもこの騒動は他に例のない成功をおさめ村人の願いが叶えられ、また江戸への出府人も全員無事に帰村し、国元の村役人にも罪科を受けることなくおわっていることは大変喜ばしいことでもあり、村人たちの誇りでもあったと思います。この勝因についてはいろいろあると思いますが、その一つは国元の野口村の大庄屋、安積清右衛門の力量と、村人(隣村)を含めた広範囲に亘る農民の支援のたまものであるとともに、事件の内容を包み隠すのでなく寧ろ各方面(外部)に訴えて、その正当性を理解してもらうよう努力したことともその一因ではないかと思えます。

わたくし共は、今から約百六十年程前に郷土の先人達が、身命を投げうって古里を守ったことを前号(一)と合わせて読み、これからの社会に役立てたいと思います。

おわりに本書を発刊するに当り、資料所蔵者をはじめ御尽力下さいました関係の方々々に厚く御礼を申し上げます。

平成三年一月

各務原市教育委員会

教育長 水野定之

目次

凡 序
例

	文政十二年	鳥崎・野口両村騒動関係書簡	
(1)	三月 四日	野口村清右衛門より江戸應善寺の儀助様へ……………	一
(2)	三月 七日	清右衛門より儀助様へ 口上……………	八
(3)	三月廿二日	江戸の大火について……………	一七
(4)	四月 四日	江戸より清右衛門様へ……………	二一
(5)	四月 十日	幸田七兵衛より上州屋源助様へ……………	二八
(6)	四月十一日	四月二日御輿訴について……………	四〇
(7)	四月十三日	儀助、善平より清右衛門様へ……………	五一
(8)	四月廿一日	四月十三日の返事、上州屋へ儀助、大橋權助と改名……………	五九
(9)	四月廿九日	江戸よりの書状……………	七二
(10)	〃	彦作より清右衛門様への口上……………	八三
(11)	五月 四日	小野木八郎右衛門より幸田清助様への口上……………	八九
(12)	五月 八日	ナゴヤへ上書 儀助様へ……………	九一
(13)	五月 十日	儀助より清右衛門様へ……………	一〇四
(14)	〃	江戸の新吾より幸田清助様への口上……………	一一四

(15)	五月十一日	清右衛門より四月廿九日の返事……………	一一六
(16)	五月十四日	清右衛門より六人へ……………	一二七
(17)	五月十八日	新吾より幸田清助様へ……………	一三七
(18)	〃	大井川渡延着 五月廿六日着……………	一四〇
(19)	五月十九日	清右衛門より六人へ 名古屋へ出す……………	一四七
(20)	〃	五右衛門より大堀林内様へ……………	一六三
(21)	五月廿一日	六月七日当着出府人より清右衛門様へ二通一同……………	一七〇
(22)	五月廿九日	江戸より六月七日二通一同当着……………	一七八
(23)	六月 三日	五月廿六日の返事……………	一八八
(24)	六月 四日	新吾より清助様へ……………	一九八
(25)	〃	六月十日着 翌十一日返事……………	二〇一
(26)	六月 十日	六月十日出同十六日着、上州屋源助どのより清助へ被遣候事……………	二一一
(27)	〃	善平衛より幸田清助様へ……………	二一七
(28)	〃	五右衛門より林内、勇右衛門様へ……………	二三二
(29)	〃	上州屋源助より二ヶ村一統様へ……………	二四二
(30)	六月十二日	幸田七兵衛より上州屋源助方大橋權助様へ……………	二四七
(31)	六月十五日	相生町福田屋長兵衛方へ十三日より宿替え……………	二六〇
(32)	六月廿二日	福田屋長兵衛方大橋權兵衛様と改、幸田七兵衛より……………	二六三
(33)	〃	安積寄合 江戸より帰国の知らせ……………	二七三
(34)	六月廿四日	上州屋源助より幸田清助様へ……………	二七六

(35)	七月十四日	上州屋源助より幸田清助様へ……………	二八一
(36)	不詳	書簡一通……………	二八七
文政十二年			
		両村騒動願書・届書	
(37)	二月廿五日	陣屋出頭御免願 三ヶ村村役人……………	二八八
(38)	二月廿七日	陣屋出頭御免願 二ヶ村村役人……………	二九〇
(39)	三月 五日	隣村より笠松御役所への届書写……………	二九一
(40)	三月 八日	倉知御陣屋町田様への願書写……………	二九三

積 文……………二九九

編集後記

干支早見表

凡 例

- 一 本報告書は文政十二年（一八二九）に旗本徳山主計領でおきた百姓騒動で、国元と出府人との間で交かされた書簡を写真復刻し活字化したものである。
- 一 原文書は蘇原野口町安積輝夫氏の所蔵文書で、市歴史民俗資料館が借用し復刻したものである。
- 一 用字は原則として常用漢字音訓表記に書き改め、一部は原文に従い、また変体仮名は平仮名に統一した。
- 一 史料の文字が誤っていると思われる場合は（ ）内に正しい文字を書き、疑わしい場合は（ママ）とした。
- 一 虫損等により判読が困難な場合は、その字数を□で示し、字数の推定が不可能な場合は□ □で示した。
- 一 本文には適宜句読点をつけて、読みやすくした。
- 一 史料の判読および校正は、岐阜大学松田之利教授にご指導をいただき、歴史民俗資料館の館長補佐兼学芸係長齋藤文彦、同嘱託足立秀成・佐藤浩子・星野文子が担当した。

一葉落盡
空山無色
所聞世間
無事無事

一
行
空山無色
所聞世間
無事無事

西極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。

其極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。
其極之極，乃極也。

天下無不是之父母
只有不肖之子女
為人父母者須先
正其身然後教
之
子不教而父
之過也
教之而不
聽者
亦子之過也

天下無不是之父母
只有不肖之子女
為人父母者須先
正其身然後教
之
子不教而父
之過也
教之而不
聽者
亦子之過也

為之也。乃其行德
 操。與。其。操。也。
 善。也。也。也。也。
 不。也。也。也。也。
 亦。也。也。也。也。
 亦。也。也。也。也。
 亦。也。也。也。也。

亦。也。也。也。也。
 亦。也。也。也。也。
 亦。也。也。也。也。
 亦。也。也。也。也。
 亦。也。也。也。也。
 亦。也。也。也。也。
 亦。也。也。也。也。

中
 曾
 心
 其
 其

三
 做
 其
 其
 其
 其
 其

其
 其
 其
 其
 其
 其
 其
 其
 其
 其

草书七言诗一首
草书七言诗一首
草书七言诗一首
草书七言诗一首
草书七言诗一首
草书七言诗一首
草书七言诗一首

草书七言诗一首
草书七言诗一首
草书七言诗一首
草书七言诗一首
草书七言诗一首
草书七言诗一首
草书七言诗一首

春來草木如雲
鳥鳴山色如畫
流水如環如帶
石如屏如扇
松如蓋如蓋
竹如簾如簾
花如錦如錦
草如茵如茵

一水如環如帶
一山如屏如扇
一松如蓋如蓋
一竹如簾如簾
一花如錦如錦
一草如茵如茵
一鳥鳴山色如畫
一流水如環如帶

一 世間之三四五
○ 亦如也。○ 亦如

○ 亦如也。○ 亦如

○ 亦如也。○ 亦如

○ 亦如也。○ 亦如

○ 亦如也。○ 亦如

○ 亦如也。○ 亦如

一 金銀財帛

○ 亦如也。○ 亦如

○ 亦如也。○ 亦如

○ 亦如也。○ 亦如

○ 亦如也。○ 亦如

○ 亦如也。○ 亦如

○ 亦如也。○ 亦如

一 金銀財帛

Handwritten Chinese text in cursive script, arranged in approximately 12 horizontal lines. The characters are highly stylized and connected, typical of the caoshu style.

Handwritten Chinese text in cursive script, arranged in approximately 12 horizontal lines. The characters are highly stylized and connected, typical of the caoshu style.

又人雅

甲子十景

甲子十景
甲子十景
甲子十景

甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景

甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景
甲子十景

以美善為本，故君子必先慎乎德。德者本也，財者末也。外本而內末，則民散。故君子有德，則民歸之；有財，則民聚之；無德而有財，則民散。故君子必先慎乎德。德者本也，財者末也。外本而內末，則民散。故君子有德，則民歸之；有財，則民聚之；無德而有財，則民散。

德者本也，財者末也。外本而內末，則民散。故君子有德，則民歸之；有財，則民聚之；無德而有財，則民散。故君子必先慎乎德。德者本也，財者末也。外本而內末，則民散。故君子有德，則民歸之；有財，則民聚之；無德而有財，則民散。

Handwritten Chinese calligraphy in cursive script (caoshu), consisting of ten horizontal lines of text.

Handwritten Chinese calligraphy in cursive script (caoshu), consisting of ten horizontal lines of text.

此
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

此
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

此
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

大正九年四月廿一日
東京府立第一高等學校
校長 佐野 文次郎
教員 佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎

佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎
佐野 文次郎

1. 此項材料之來源
 2. 此項材料之來源
 3. 此項材料之來源
 4. 此項材料之來源
 5. 此項材料之來源
 6. 此項材料之來源
 7. 此項材料之來源
 8. 此項材料之來源
 9. 此項材料之來源
 10. 此項材料之來源

1. 此項材料之來源
 2. 此項材料之來源
 3. 此項材料之來源
 4. 此項材料之來源
 5. 此項材料之來源
 6. 此項材料之來源
 7. 此項材料之來源
 8. 此項材料之來源
 9. 此項材料之來源
 10. 此項材料之來源

此物之味
乃如甘露
其味甘香
而入口中
則覺其涼
如冰之入
於水也
此物之味
乃如甘露
其味甘香
而入口中
則覺其涼
如冰之入
於水也

此物之味
乃如甘露
其味甘香
而入口中
則覺其涼
如冰之入
於水也
今以此物
與水相和
則其味甘
香而入口
中則覺其
涼如冰之
入於水也

Handwritten text in cursive script, likely Chinese characters, arranged in approximately 12 horizontal lines. The characters are fluid and connected, characteristic of cursive calligraphy.

Handwritten text in cursive script, likely Chinese characters, arranged in approximately 3 horizontal lines. The characters are fluid and connected, characteristic of cursive calligraphy.

Large area of blank space on the right page, with a small rectangular area of handwritten text in cursive script at the bottom center. The characters are fluid and connected, characteristic of cursive calligraphy.

此物之功用，在於能治一切之病，其效如神，不可言喻。凡有病者，服之立見奇效。此物之功用，在於能治一切之病，其效如神，不可言喻。凡有病者，服之立見奇效。此物之功用，在於能治一切之病，其效如神，不可言喻。凡有病者，服之立見奇效。

此物之功用，在於能治一切之病，其效如神，不可言喻。凡有病者，服之立見奇效。此物之功用，在於能治一切之病，其效如神，不可言喻。凡有病者，服之立見奇效。此物之功用，在於能治一切之病，其效如神，不可言喻。凡有病者，服之立見奇效。

